

様式第 1 (第 4 条関係)

豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者登録申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
 申請人 氏名又は団体名
 及び代表者職・氏名
 (担当者氏名)

豊橋市奨学金返還支援補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり対象事業者の登録を申請します。

1 登録企業の情報

事業者名					
本店所在地	〒□□□-□□□□				
市内事業所所在地	〒□□□-□□□□				
資本金又は出資金の額	千円		従業員数 ※ 1	人	
電話番号			FAX 番号		
メールアドレス					
一人当たりの年間企業協力金の上限	県制度併用 3 年間	円 (最大 9 万円/年)	市制度のみ 6 年間	1 ～ 3 年目 円 (最大 20 万円/年)	4 ～ 6 年目 円 (最大 9 万円/年)
業 種	※総務省統計局の日本標準産業分類における主たる事業の産業分類（中分類）とする				
事 業 内 容 ※市ホームページに掲載されます					
ホームページURL					
備 考					

※ 1 従業員数は雇用契約の形態を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている者。次のような非正規職員を含む。

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定期間を定めて雇用されている者または日々雇用されるものでも、その雇用期間が反復更新され、過去 1 年以上引き続き雇用されている者または雇入れのときから 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者

(裏面に続く)

2 登録企業に係る確認事項

確認欄	下記の要件をご確認いただき、確認欄に☑をしてください。
☐	愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度に登録しています。 ⇒ 補助対象期間 3 年間
☐	愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度は対象外です。 ⇒ 補助対象期間 6 年間
☐	市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体で中小企業基本法第 2 条第 1 項に該当することを確認しました。
☐	奨学金返還支援補助金として、本人へ交付する補助金額の 2 分の 1 の協力金を納付します。
☐	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営むものではありません。
☐	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）は役員となっていないません。また、同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものではありません。
☐	1・2 で記載した内容に虚偽はありません。

3 添付書類

- ・企業協力金納付同意書
- ・企業概要が分かる書類
 [注意] 企業の活動内容・業種・資本金・常時雇用する従業員数・所在地が明記されていること
 例) 会社パンフレット、ホームページ掲載済みの企業概要ページの写しなど
- ・法人に係る登記事項証明書（法人の場合）又は開業届等所在地が確認できる書類の写し（個人事業主）